

京都市告示第586号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年1月11日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
山科西野緯 11号線	山科区西野野色町117番地の1地先から 同区西野小柳町1番地の1地先まで	旧	メートル 59.70	メートル 4.20 ~ 7.05
		新	59.70	4.55 ~ 8.02

(建設局土木管理部道路明示課)